

## 第 29 回足利市農業委員会議事録

足利市農業委員会会長 三田隆俊は、令和元年10月25日、午前9時30分、農業委員を足利市役所に召集し、第29回足利市農業委員会を開催した。

1 出席した委員は、次のとおりである。

議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名
1	小山 勉	2	三田照子	3	三田隆俊
4	藤生正浩	5	森山進平	6	遠藤茂太
7	河内義昭	8	星野雅彦	9	長谷川良光
10	亀田幸雄	11	仙田光男	12	桐生さとみ
13	清水 茂	14	赤坂安一	15	本島一喜

1 出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

大塚文夫、蓼沼克夫、久保信雄、長竹武男、仁木 肇、尾崎文一、嶋田重雄、柏瀬正雄、入江泰三、萩原晴夫、齋藤 幹、岡村奏一、平塚和弘、石川弘幸、小林重雄

1 出席した職員は、次のとおりである。

局長 斉藤正巳、次長 川田和之、主幹 足立 純、主査 須釜和彦、主査 齋藤玲子

1 書記は、次のとおりである。

主査 本田未央子

1 会議事件は、次のとおりである。

(議事日程のとおり)

1 会議の概要は次のとおりである。

局長	<p>報告いたします。ただいまの出席委員は15名全員であります。            なお、推進委員の出席は15名です。            本日の議事日程について報告いたします。</p> <p>日程第1 議事録署名委員の決定について            日程第2 農地法第4条及び第5条の規定による届出に係る事務局長専決処理について            日程第3 議案第1号及び議案第2号について            議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について            議案第2号 農用地利用集積計画の決定について</p> <p>以上であります。</p>
議長	<p>ただいま局長から報告のあったとおり、出席委員15名で定足数に達しておりますので、これより第29回足利市農業委員会総会を開会いたします。</p>

【午前9時35分 開会】

議長 報告事項について、次長より報告いたさせます。

次長 【事業概要報告】

議長 次長から報告がありましたが、ご意見はございますか。

【意見なし】

議長 それでは日程に入ります。

日程第1 議事録署名委員の決定についてを議題といたします。

議事録署名委員は、議長において指名することにご異議ございませんか。

【異議なし】

議長 異議なしと認め、よって議事録署名委員は議長において指名いたします。

7番 河内義昭委員、9番 長谷川良光委員を指名いたします。

ご異議ございませんか。

【異議なし】

議長 異議なしと認め、議事録署名委員は兩名と決定いたしました。

続いて日程第2 農地法第4条及び第5条の規定による届出に係る事務局長専決処理について、事務局からの報告を求めます。

主査 議案書の1ページをお開き下さい。

農地法第4条及び第5条の規定による届出に係る事務局長専決処理について、ご報告させていただきます。1ページの総括表に基づきましてご報告いたします。

まず始めに、農地法第4条の届出ですが、件数が2件、筆数が2筆、面積が2,325㎡となっております。

続きまして、農地法第5条の届出ですが、件数が20件、筆数が31筆、面積が12,901.72㎡となっております。

合計いたしまして、件数が22件、筆数が33筆、面積が15,226.72㎡となっております。

また、詳細につきましては、第4条の届出が2ページに、第5条の届出が3ページから7ページに記載されております。

以上報告いたします。

議長 ただいま、事務局から報告致しましたが、ご質問はございませんか。

【質問なし】

議長 それでは、専決処理についてご了承願います。

続いて日程第3に入ります。

議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

主査 議案書の8ページをお開きください。

第1号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、ご説明いたします。

1 番、申請地は川崎町地内の畑、面積 4 0 1 m<sup>2</sup>、施設の概要は一般住宅 1 棟で、延床面積 1 1 5 . 7 2 m<sup>2</sup>を建築するものです。

申請理由は記載のとおりで、契約内容は使用貸借権の設定、農地区分は第 1 種農地、備考としまして都市計画法第 3 4 条 1 1 号、基準を満たす道路に接する住宅、農地法施行令 1 0 - 2、農業の振興に資する施設 住宅です。

なお、渡人は祖母、受人は孫となっております。

議案書の 2 3 ページをご覧ください。1 番の調査書となっております。調査書は、各項目とも適正なものと判断されております。次ページから位置図、公図を載せてございます。

議案書 8 ページにお戻りください。

2 番、申請地は稲岡町地内の畑、面積 4 4 2 m<sup>2</sup>ほか 3 筆、計 8 3 0 . 5 6 m<sup>2</sup>、施設の概要は駐車場用地です。

申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第 2 種農地、備考としまして都市計画法適用外、農地法 5 - 2 - 2、他に代替する土地の有無 無です。

続きまして、議案書の 2 5 ページをご覧ください。2 番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。次ページから位置図、公図、土地利用計画図を載せてあります。

議案書の 8 ページにお戻りください。

続きまして 3 番、申請地は寺岡町地内の畑、1, 5 8 6 m<sup>2</sup>ほか 2 筆、計 1, 8 5 6 m<sup>2</sup>、施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光パネル 4 4 0 枚を 7 3 4 . 8 m<sup>2</sup>に設置するものです。

申請理由は、記載のとおりで、契約内容は、所有権移転の売買、農地区分は第 2 種農地、備考としまして都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例確認済、農地法 5 - 2 - 2、他に代替する土地の有無 無です。

こちらの調査書は、2 7 ページとなっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。次ページから位置図、公図、土地利用計画図を載せてあります。

議案書 9 ページをお開きください。

4 番、申請地は寺岡町地内の畑、面積 3 0 6 m<sup>2</sup>です。施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光パネル 1 4 4 枚を 2 4 0 . 4 8 m<sup>2</sup>に設置するものです。

申請理由は記載のとおりで、契約内容は、地上権の設定、農地区分は第 2 種農地、備考としまして都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例確認済、農地法 5 - 2 - 2、他に代替する土地の有無 無です。

4 番の調査書は、3 0 ページとなっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。次ページから位置図、公図、土地利用計画図を載せてあります。

では議案書の 9 ページにお戻りください。

5 番、申請地は寺岡町地内の畑、面積 5 0 5 m<sup>2</sup>です。施設の概要は太陽光発

電設備用地で、太陽光パネル160枚を267.2㎡に設置するものです。

申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例確認済、農地法5-2-2、他に代替する土地の有無 無です。

こちらの調査書は、33ページとなっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。次ページから位置図、公図、土地利用計画図を載せてあります。

議案書9ページにお戻りください。

6番、申請地は寺岡町地内の畑、面積743㎡です。施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光パネル228枚を380.76㎡に設置するものです。

申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例確認済、農地法5-2-2、他に代替する土地の有無 無です。

6番の調査書は、36ページとなっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。次ページから位置図、公図、土地利用計画図を載せてございます。

議案書9ページにお戻りください。

7番、申請地は松田町地内の田、面積1,008㎡です。施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光パネル236枚を467.28㎡に設置するものです。

申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例確認済、農地法5-2-2、他に代替する土地の有無 無です。

こちらの調査書は、39ページとなっております。調査書は各項目とも適正なものと判断をされております。次ページから位置図、公図、土地利用計画図を載せてあります。

議案書9ページにお戻りください。

8番、申請地は松田町地内の田、面積876㎡です。施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光パネル224枚を443.52㎡に設置するものです。

申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例確認済、農地法5-2-2、他に代替する土地の有無 無です。

こちらの調査書は、42ページとなっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。次ページから位置図、公図、土地利用計画図を載せてあります。

議案書10ページをお開きください。

9番、申請地は松田町地内の田、面積1,484㎡です。施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光パネル260枚を514.8㎡に設置するものです。

申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例確認済、農地法5-2-2、他に代替する土地の有無 無です。

9番の調査書は、45ページとなっております。調査書は各項目とも適正なものとして判断されております。次ページから位置図、公図、土地利用計画図を載せてあります。

議案書10ページにお戻りください。

10番、申請地は松田町地内の田、面積1,709㎡です。施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光パネル320枚を633.6㎡に設置するものです。

申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例確認済、農地法5-2-2、他に代替する土地の有無 無です。

10番の調査書は、48ページとなっております。調査書は各項目とも適正なものとして判断されております。次ページから位置図、公図、土地利用計画図を載せてあります。

議案書10ページにお戻りください。

11番、申請地は松田町地内の田、面積955㎡です。施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光パネル216枚を427.68㎡に設置するものです。

申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例確認済、農地法5-2-2、他に代替する土地の有無 無です。

こちらの調査書は、51ページとなっております。調査書は各項目とも適正なものとして判断されております。次ページから位置図、公図、土地利用計画図を載せてあります。

議案書10ページにお戻りください。

12番、申請地は松田町地内の田、面積915㎡です。施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光パネル200枚を396㎡に設置するものです。

申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例確認済、農地法5-2-2、他に代替する土地の有無 無です。

こちらの調査書は、54ページとなっております。調査書は各項目とも適正なものとして判断されております。次ページから位置図、公図、土地利用計画図を載せてあります。

議案書10ページにお戻りください。

13番、申請地は松田町地内の田、面積1,672㎡ほか1筆、計2,005㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光パネル280枚を554.4㎡

に設置するものです。

申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例確認済、農地法5-2-2、他に代替する土地の有無 無です。

こちらの調査書は、57ページとなっております。調査書は各項目とも適正なものとして判断されております。次ページから位置図、公図、土地利用計画図を載せてあります。

議案書11ページをお開きください。

14番、申請地は松田町地内の田、面積1,576㎡です。施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光パネル292枚を578.16㎡に設置するものです。

申請理由は、記載のとおりで、契約内容は、所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例確認済、農地法5-2-2、他に代替する土地の有無 無です。

こちらの調査書は、60ページとなっております。調査書は各項目とも適正なものとして判断されております。次ページから位置図、公図、土地利用計画図を載せてあります。

議案書11ページにお戻りください。

15番、申請地は羽刈町地内の田、面積499㎡です。施設の概要は一般住宅1棟で、延床面積144.9㎡を建築するものです。

申請理由は、記載のとおりで、契約内容は、使用貸借権の設定、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法第34条11号 基準を満たす道路に接する住宅、農地法施行令10-2、農業の振興に資する施設 住宅です。なお、渡人は祖父、受人は孫です。

議案書の63ページをご覧ください。15番の調査書となっております。調査書は、各項目とも適正なものとして判断されております。次ページから位置図、公図を載せてあります。

議案書11ページにお戻りください。

16番、申請地は瑞穂野町地内の山林、現況畑、面積595㎡ほか2筆、計1,163㎡です。施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光パネル288枚を470㎡に設置するものです。

申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例確認済、農地法5-2-2、他に代替する土地の有無 無です。

16番の調査書は、65ページとなっております。調査書は各項目とも適正なものとして判断されております。次ページから位置図、公図、土地利用計画図を載せてあります。

議案書11ページにお戻りください。

17番、申請地は福富町地内の畑、面積153㎡、施設の概要は資材置場で

す。

申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法適用外、農地法5-2-2、他に代替する土地の有無 無です。

17番の調査書は議案書の68ページとなっております。調査書は、各項目とも適正なものと判断されております。次ページから位置図、公図、土地利用計画図を載せてあります

以上、5条許可申請17件です。よろしくご審議をお願いいたします。

議長 本件について、意見を求めます。

小山委員。

1番 1番 小山です。

申請番号3番ですが、公図を見ると接道がないようですが、土地利用計画図を見ると出入り口の記載がありますが、どのような扱いにになっているのでしょうか。

主査 小山委員のご質問にお答えいたします。

ご指摘の通り、公図を見ますと接道がございませんが、8月にこれに隣接する土地で太陽光発電設備用地として許可をしております、そこを通らせていただいて、設置工事、メンテナンスを行うということで承諾書がついてございます。

議長 よろしいですか。

1番 はい。わかりました。

議長 他にございますか。それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【異議なし】

議長 異議なしと認め、議案第1号はそのように決定いたしました。

続いて議案第2号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

主査 議案書の12ページをお開きください。

議案第2号、農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。令和元年10月31日公告分であります。

申し訳ございませんが、15ページをお開きください。訂正がございますので申し上げます。

申請番号6番の備考欄に、認定農業者を追記願います。

更に17ページの17番、18番の備考欄の認定新規就農者とありますが期限は終了しておりますので削除をお願いいたします。申し訳ございませんでした。

それでは改めまして、議案書の13ページをご覧ください。今回の議案の総括表であります。所有権移転は4件で面積4,192㎡です。

続きまして貸借権設定が、18件で面積53,773㎡です。

初めに貸借権設定についてですが、詳細が14ページから17ページに記載されておりますのでご覧ください。

続きまして、所有権移転についてですが、18ページをお開きください。

1番、申請地は百頭町地内の畑、面積296㎡ほか1筆、計534㎡で、売買価格は総額で25万円です。

続きまして2番、申請地は小曾根町地内の田、面積1,553㎡で、売買価格は46万5千900円です。

続きまして3番、申請地は小曾根町地内の田、面積945㎡で、売買価格は28万3千500円です。

続きまして4番、申請地は高松町地内の田、面積1,160㎡で、売買価格は30万円です。

いずれも、審議の後、承認をいただきましたら、10月31日付で公告の手続きを行います。

以上よろしくご審議をお願いいたします。

議長

本件は先に貸借権設定の1番を上程いたします。

ここで、農業委員会等に関する法律、議事参与制限により、14番 赤坂委員の退席を求めます。

【午前10時16分 退席】

議長

本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長

それでは、本件は計画のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なし】

議長

異議なしと認め、議案第2号 貸借権設定の1番はそのように決定いたしました。

ここで、関連事案の審議が終了しましたので、赤坂委員の出席を求めます。

【午前10時17分 出席】

議長

続いて、2番から18番及び所有権移転を上程いたします。

本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長

それでは、本件は計画のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なし】

議長

異議なしと認め、貸借権設定の2番から18番及び所有権移転はそのように決定いたしました。

以上で本日の議案審議全部を終了いたしました。

続いて、報告事項 非農地証明願の処理経過について、事務局の報告を求めます。

主幹

議案書の19ページをお開き下さい。

報告事項、非農地証明願の処理経過について、ご説明いたします。



1 番、申請地は松田町地内の畑、現況 宅地、面積 99 m<sup>2</sup>ほか 1 筆、計 188 m<sup>2</sup>です。

願出の理由は、平成 7 年頃から宅地の一部として利用しているで、受付の日付は令和元年 9 月 18 日、処理の日付は同じく 9 月 25 日です。現地確認は事務局と森山委員で行っております。

以上報告いたします。

議長

ただいま事務局より報告のあった本件について、ご意見はございませんか。

【意見なし】

議長

それでは、ご了承願います。

なお、議案末尾に事前協議申請の処理経過及び農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について載せておきましたので、ご承知おきください。

慎重なるご審議をいただき、ありがとうございました。

以上で、第 29 回足利市農業委員会を閉会いたします。

【午前 10 時 20 分 閉会】

この会議のてん末は、書記 本田未央子の記載したものであるが、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

令和元年 11 月 25 日

足利市農業委員会

7 番委員

9 番委員